

令和8年度 着手

県 営 はぐろ 羽黒 地 区 緊 急 防 災 等 工 事 計 画 書

(防災ダム事業)

愛 知 県

目		次	
第 1 章	目的	1	
第 2 章	地域及び地積	1	
第1節	地域	1	
第2節	地積	1	
第 3 章	現況	2	
第1節	気象	2	
1	一般気象	2	
2	特殊気象	2	
第2節	土地状況	3	
1	地形、土壌及び浸食の程度	3	
2	土地分類	3	
3	土地利用の状況	4	
4	土地所有の状況	4	
第3節	水利状況	5	
1	用水状況	5	
2	排水状況	7	
3	河川状況	7	
第4節	道路概況	7	
1	道路概況	7	
2	主要道路一覧表	7	
第5節	地域農業の概況	8	
1	産業別就業人口	8	
2	経営耕地広狭別農業経営体数	8	
3	主要家畜頭数	9	
4	主要作物作付状況	10	
5	農業の動向	11	
第6節	地域環境の概況	12	
第 4 章	一般計画	13	
第1節	事業計画の要旨	13	
1	要旨	13	
2	事業別面積	13	
第2節	営農計画及び土地利用計画	13	
第3節	用水計画	13	
第4節	排水計画	14	
第5節	道路計画	14	
第6節	農用地造成計画	14	
第7節	洪水調整計画	14	
第8節	干拓計画	14	
第9節	農用地整備計画	14	
第10節	老朽ため池改修計画	14	
1	洪水吐改修計画	14	
2	堤体補強計画	14	
3	取水施設改修計画	14	
第 5 章	主要工事計画	15	
第1節	用水施設	15	
第2節	排水施設	15	
第3節	道路及び索道	15	
第4節	農用地造成	15	
第5節	洪水調整施設	15	
第6節	干拓施設	15	
第7節	農用地整備施設	15	
第8節	老朽ため池改修施設	15	
1	貯水池	15	
2	堤体補強施設	15	
第 6 章	附帯工事計画	16	
第 7 章	工事の着手及び完了の予定時期	16	
第 8 章	環境との調和への配慮	16	
第 9 章	管理の要領	17	
第10章	換地計画の概要	17	
第11章	事業費の総額及び内訳	17	
第12章	効用	18	
第13章	関連する事業	19	
第14章	現況・計画平面図	19	
1	位置図	別添	
2	計画平面図	別添	
3	主要構造図	別添	

第1章 目的

本地区は、愛知県犬山市中央部に位置する、3つの重ねため池であり、その受益面積は約 5.5ha である。

農業は水稻を中心に行なわれており、中池、空池及び朝日池は、かんがい用のため池として重要な役割を果たしており、各池で取水された用水は開水路により各水田へ供給されている。

本地区は、上流から朝日池、空池及び中池の3つの重ねため池である。中池は昭和62年から平成3年の、空池は昭和61年から平成元年の、朝日池は平成10年から平成13年の老朽ため池等整備事業により堤体や取水施設、洪水吐を改修している。

本地区は、南海トラフ地震防災対策推進地域に位置し、万が一、地震により決壊した場合には下流農地等へ影響を及ぼす。

朝日池では、平成30年「ため池付帯施設能力算定」より洪水吐排水能力不足が確認された。

空池では、令和6年「耐震調査」にて西堤の耐震性不足が、令和7年「耐震調査」にて南堤の耐震性不足が、令和3年「能力算定」にて洪水吐排水能力不足、緊急放流能力不足と底樋の流下能力不足が確認された。

中池では、令和30年「ため池付帯施設能力算定」にて洪水吐排水能力不足及び緊急放流能力不足が、令和7年「耐震調査」にて底樋の耐震性不足が確認された。総合洪水吐では、令和7年「能力算定」にて洪水吐排水能力不足が確認された。

このため、本事業において、朝日池は洪水吐を、空池は西堤並びに南堤の耐震対策、洪水吐及び緊急放流施設を、中池は総合洪水吐を含めた洪水吐及び緊急放流施設を改修し、地震を原因とした堤体の決壊や豪雨を原因とした氾濫による農地、農業用施設及び人家等への被害を未然に防止する。

第2章 地域及び地積

第1節 地 域

(第1表)

事業名	地域
防災ダム事業	犬山市大字羽黒地内

第2節 地 積

(令和7年8月現在) (第2表)

市町村名 \ 現況地目	田 (ha)	畑 (ha)	原野 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
犬山市	5.2	0.3	—	—	—	5.5	農振農用地図の図測
合 計	5.2	0.3	—	—	—	5.5	

第3章 現 況

第1節 気象

1 一般気象

(第3表－1)

観測所名	一宮	かんがい期	非かんがい期	計又は平均	備 考
観測期間	平成3年～令和2年	4月～9月	10月～3月		
平 均 気 温 (℃)	—	—	—	—	—
降 水 量	平 均 (mm)	1, 151	553	1, 698	—
	基 準 年 (mm)	—	—	—	—
降水日数	平 均 (日)	65	48	113	—
	基 準 年 (日)	—	—	—	—
根 雪 期 間	—			—	—
無 霜 期 間	—			—	—
最 多 風 向	—	—	最大風速 (風向)	—	最多風向 発生時期 —
					最大風速発生年月日 —

愛知・豊川用水振興協会HPより

2 特殊気象

(第3表－2)

観測所名	第 1 位			第 2 位			第 3 位			第 4 位			第 5 位			備 考
一宮																
観測期間	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	
昭和51年1月1日～ 令和6年12月31日																
最大日雨量 (mm)	286.0	H16. 7. 10	1/60	256.0	H12. 9. 11	1/38	201.0	H29. 10. 22	1/15	196.0	S51. 9. 9	1/14	187.0	S51. 9. 8	1/12	
最大時間雨量 (mm)	120.0	H20. 8. 28	1/588	76.0	H16. 7. 10	1/24	73.5	H25. 9. 4	1/20	69.5	H24. 9. 11	1/15	64.0	R6. 8. 23	1/10	
最大4時間雨量 (mm)	225.0	H16. 7. 10 5:00～	1/242	202.5	H20. 8. 28 22:00～	1/135	152.0	S51. 9. 8 21:00～	1/32	135.0	H12. 9. 11 14:00～	1/19	110.0	H2. 9. 19 21:00～	1/8	
最大連続雨量 (mm)	688.0	S51. 9. 7 ～9. 14	1/1000 以下	331.0	H2. 9. 13 ～9. 20	1/12	330.5	H29. 10. 13 ～10. 25	1/12	316.5	R3. 8. 12 ～8. 20	1/10	316.0	H12. 9. 8 ～9. 12	1/9	
最大連続干天日数 (日)	29	H9. 10. 15 ～11. 12	1/52	29	H11. 12. 8 ～H12. 1. 5	1/52	24	S61. 8. 5 ～8. 28	1/11	24	R2. 11. 21 ～12. 14	1/11	23	H27. 12. 25 ～H28. 1. 16	1/8	5位は同値で 4回あり最新年 を記載

愛知・豊川用水振興協会HPより

第2節 土地状況

1 地形、土壌及び浸食の程度

(令和7年8月現在) (第4表-1-1)

事業名	地目	田						畑・その他								受益地標高(m)		備考
	傾斜区分	1/1,000以下	1/1,000 ＼ 1/100	1/100 ＼ 1/20	1/20 ＼ 1/11.5	1/11.5以上	計	3°以下	3° ＼ 8°	8°～15°			15° ＼ 20°	20°以上	計	最高	最低	
										8° ～10°	10° ～15°	小計						
防災ダム事業	面積(ha)	—	—	5.2	—	—	5.2	0.3	—	—	—	—	—	—	0.3	62.7	55.4	
	比率(%)	—	—	100.0	—	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0			

(令和7年8月現在) (第4表-1-2)

項目 土壌統(区)名	土 壤 統 (区) 区 分 一 覧 表										面積(ha)			備考
	土 壤 断 面								堆積 様式	母材	事業名			
	色	腐植	礫層	酸化 沈殿物	土 性			泥炭層 黒泥層 及びグライ層			防災 ダム 事業	計		
					表土	下層土								
					一層	二層	三層							
矢田川統	乾性褐色	あり	あり	なし	砂質壤 土	砂質壤 土	砂質壤 土	なし	葡行土	礫 砂 粘土	5.5		5.5	水田 畑
計											5.5		5.5	

国土政策局国土情報課 土地分類基本調査より

2 土地分類

該当なし

3 土地利用の状況

(令和7年8月現在) (第4表-3)

事業名	土地利用別 市町村名	耕 地						原野	山林	採草放牧地	その他	計	備考
		水田	普通畑	牧草地	果樹園	茶園	その他の樹園地						
		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	
防災ダム事業	犬山市	5.2	0.2	—	0.1	—	—	—	—	—	—	5.5	

4 土地所有の状況

(令和7年8月現在) (第4表-4)

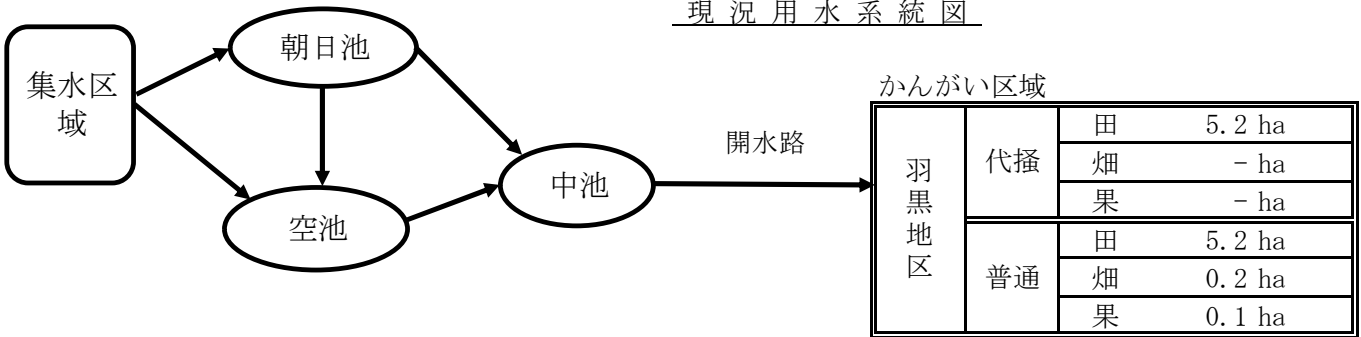
事業名	所有別 区分	個人有地等	国有地	県有地	市有地	計	備考
防災ダム事業	面積(ha)	5.5	—	—	—	5.5	
	受益者数(人)	—	—	—	—	—	
	筆数(筆)	—	—	—	—	—	
	権利関係	—	—	—	—	—	
	備考 (関係戸数)	—	—	—	—	—	

第3節 水利状況

1 用水状況

本ため池の主な水源は雨水である。本ため池では、上流から朝日池、空池及び中池の重ね池となっている。朝日池及び空池の用水は中池へ流入する。中池から各ほ場へは、開水路を通じてかんがいしている。

(1) 用水系統



羽黒地区	
凡 例	
かんがい区域	
集水区域	
池貯水量	中池
	空池
	朝日池

(2) 用水施設

(ア) 取水方法一覧表

(第5表－1)

事業名	項 目 施設名	かんがい面積						計		許可水利権		慣行水利権		延べ取水量		備考
		500ha以上		500～100ha		100ha未満										
		箇所	ha	箇所	ha	箇所	ha	箇所	ha	箇所	m ³ /s	箇所	m ³ /s	箇所	m ³ /s	
防災ダム事業	貯水池	—	—	—	—	3	5.5	3	5.5	—	—	—	—	3	0.107	
	井堰															
	自然取入口															
	揚水機															
	その他															
	計	—	—	—	—	3	5.5	3	5.5	—	—	—	—	3	0.107	
合計		—	—	—	—	3	5.5	3	5.5	—	—	—	—	3	0.107	

(イ) 改修を要する施設の一覧表

(第5表-2)

事業名	項目 施設名	施設名 又は 箇所数	受益面積 (ha)	構造	規模	新設又は 更新年	改修を必要とする理由	備考
防災ダム事業	貯水池	中池	5.5	均一型	堤高 6.8 m 堤長 216.0 m 貯水量 32,400 m ³	昭和62年 ～平成3年	豪雨耐性不足（洪水吐・総合洪水吐の能力不足）、緊急放流能力不足、底樋の耐震性不足により、洪水吐工・取水施設工（緊急放流工含む）の改修を行う。	
		空池		均一型	堤高（西堤） 6.6 m 堤長（西堤） 91.0 m 堤高（南堤） 4.6 m 堤長（南堤） 109.0 m 貯水量 7,600 m ³	昭和61年 ～平成元年	堤体の耐震性不足、豪雨耐性不足（洪水吐の能力不足）、緊急放流能力不足、底樋の流下能力不足により、堤体工・洪水吐工・取水施設工（緊急放流工含む）の改修を行う。	
		朝日池		均一型	堤高 7.3 m 堤長 110.0 m 貯水量 8,500 m ³	平成10年 ～平成13年	豪雨耐性不足（洪水吐の能力不足）により洪水吐工の改修を行う。	
	井堰	—	—	—	—	—	—	
	自然取入口	—	—	—	—	—	—	
	揚水機	—	—	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	—	
	計	3	5.5	—	—	—	—	
	合 計	3	5.5	—	—	—	—	

(3) 用水に関する被害状況

該当なし

(4) ため池決壊の場合の想定被害状況

(第5表-3-3)

事業名	想 定 被 害 面 積 (ha)				想 定 被 害 額 (千円)						備考
	田	畑	その他	計	作 物	農 地	農業用 施 設	公 共 施 設	家 屋 その他	計	
防災ダム事業	7.0	2.0	—	9.0	9,038	199,632	36,681	20,031	627,697	893,079	
合 計	7.0	2.0	—	9.0	9,038	199,632	36,681	20,031	627,697	893,079	

2 排水状況 該当なし

3 河川状況 朝日池からは南側水路を経て総合洪水吐へ流入する。空池からは中池へ直接流入し、中池から総合洪水吐へ流入する。そして総合洪水吐から根比敷川へ放流されている。

第4節 道路概況

1 道路概況 本地区の西部には県道188号線が整備されており、日常の生活道路として利用されている。

2 主要道路一覧表 該当なし

第5節 地域農業の概況

1 産業別就業人口

(第7表-1)

項目	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	熱供給・水道業 電気・ガス	運輸業 通信業	卸売・小売業 飲食店	金融保険業	不動産業	サービス業	公務	その他	備考
市町村名	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
犬山市	34,636	415	2	2	4	1,881	9,808	130	3,194	4,775	507	457	11,561	984	916	
比率(%)	100.0	1.2	0.0	0.0	0.0	5.4	28.3	0.4	9.2	13.8	1.5	1.3	33.4	2.9	2.6	

(出典：令和2年国勢調査 就業状態等基本集計)

2 経営耕地広狭別農業経営体数

(第7表-2)

区分	農業経営体数 (経営体)	経営耕地広狭別農業経営体数(経営体)										1経営体当たり平均 農用地面積(ha)				備考
		0.3 ha 未満	0.3 ～ 0.5 ha	0.5 ～ 1.0 ha	1.0 ～ 1.5 ha	1.5 ～ 2.0 ha	2.0 ～ 3.0 ha	3.0 ～ 5.0 ha	5.0 ～ 10.0 ha	10.0 ～ 20.0 ha	20.0 以上	田	畑	樹園地	草地	
市町村名																
犬山市	370	2	156	153	29	10	9	6	2	0	3	1.00	0.12	0.26	0.00	
比率(%)	100.0	0.5	42.2	41.4	7.8	2.7	2.4	1.6	0.5	0.0	0.9	72.5	8.7	18.8	0.0	

(出典：2020年農林業センサス)

3 主要家畜頭数

(第7表-3)

市 町 村 名	項目	主要家畜							備考	
		乳 用 牛		肉 用 牛		豚		家きん		
		数量 (頭)	経営 体数 (経営体)	数量 (頭)	経営 体数 (経営体)	数量 (頭)	経営 体数 (経営体)	数量 (100羽)		経営 体数 (経営体)
犬山市		—	—	—	—	—	—	X	2	
100経営体当り数量 (頭、100羽)		—		—		—		—		
飼養経営体数割合 (%)		—		—		—		—		経営体数/ 農業経営体数

出典：2020年農林業センサス

—：事実のないもの

X：秘密保護上、統計数値が公表されていないもの

4 主要作物作付状況

(第7表－4)

市町村名	犬山市	計	作付割合 (%)	備考
総耕地面積(ha)	408	408		
区分 作物名	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)		
水稲	x	x	—	2020年農林業センサス 作付面積は、経営耕地面積のうち販売 目的作付（栽培）した作物の類別作付 （栽培）面積である。 「-」は、事実のないもの。 「X」は秘密保持保護上統計数値を公 表しないもの。 表中 作付面積の「0」は1ha未満を さす。
麦類	x	x	—	
雑穀	—	—	—	
いも類	0	0	0	
豆類	0	0	0	
工芸作物	x	x	—	
野菜類	x	x	—	
果樹類	x	x	—	
花き類・花木	x	x	—	
その他の作物	44	44	100.0	
計	44	44	100.0	

5 農業の動向

(第7表 - 5)

項目 区分	農業経営体			土地			主要作物			主要家畜			地域 指定等	備考
		B	A		B	A	作物名	B	A	家畜名	B	A		
変化の状況 (C年を100とする指数)	農業経営体数	82	56	耕地	91	83	水稻	101	91	乳用牛	x	x	農業振興 S46年11月	A：令和2年 (2020年) B：平成27年 (2015年) C：平成22年 (2010年)
	個人経営体数	82	56	田	94	92	小麦	x	x	肉牛	x	x		
	団体経営体 (法人)数	75	25	畑	75	40	大豆	x	x	豚	x	x		
	団体経営体 (非法人)数	x	x				人参	x	x	家きん	x	x		
変化の理由	本地域は都市化、農作業の委託化、核家族化及び高齢化が進んでいることから、農業経営体数が減少傾向にある。			農業従事者の高齢化・耕作放棄地の増加や農地転用に伴い、減少傾向にある。			水稻は、農業従事者の高齢化に伴い、減少傾向にある。その他は、統計データが公表されていないため、解析不能。			統計データが公表されていないため、解析不能。				X:統計数値が公表されていないために指数を求められないもの

(出典：2020年農林業センサス)

(出典：2015年農林業センサス)

(出典：2010年農林業センサス)

第6節 地域環境の概況

犬山市は愛知県の最北端に位置し、市域の北部は木曽川を隔てて岐阜県の各務原市及び坂祝町と接し、東部は岐阜県の可児市及び多治見市、南部は小牧市及び春日井市、西部は扶桑町及び大口町とそれぞれ接している。犬山市の地形は、北西部の市街地や農業地域、東部を占める丘陵地からなる。木曽川、飛騨木曽川国定公園に指定されている東部丘陵の山林、入鹿池などの豊かな自然環境に恵まれている。

(1) 特に配慮すべき生物環境

(ア) 植 物

重要種は、ミズゴケ属、シデコブシ、ショウジョウバカマ、カキラン、ジガバチソウ、ミズギボウシ、マメナシ、モウセンゴケ、クロミノニシゴリ、コバノミツバツツジの10種が確認された。

(イ) 動 物

魚類：重要種は、ドジョウとホトケドジョウの2種が確認された。

鳥類：重要種は、サンショウクイの1種が確認された。

昆虫類：重要種は、タベサナエ、ミヤマアカネ、オオアメンボ、ヒメタイコウチ、ホソバセセリ、マルチビゲンゴロウ、ナミルリモンハナバチの7種が確認された。

底生生物：重要種は愛知県RLで準絶滅危惧（NT）に指定されているオオアメンボが朝日池南側の水面で2個体、ヒメタイコウチが朝日池南側の池岸で6個体確認された。

(2) 特に配慮すべき生物以外のもの(景観・文化財他)

犬山市には、国宝の犬山城や茶室如庵、史跡東之宮古墳を始め国指定文化財が18件、県指定文化財が4件、市指定文化財が32件のほか、県の有形民俗文化財に指定されているからくり人形を備えた13輦の山車や、市の無形民俗文化財の指定を受けた塔野地獅子舞がある。

第4章 一般計画

第1節 事業計画の要旨

1 要旨

本ため池は、この地域のかんがい用ため池として重要な役割を果たしている。しかし、防災重点農業用ため池に指定されていることから、万が一決壊した場合には、農地、農業用施設、住宅及び公共施設等に洪水被害が生じる。朝日池では、平成30年「ため池付帯施設能力算定業務」にて洪水吐排水能力不足が確認された。空池では、令和6年「耐震調査」にて西堤の耐震性不足が、令和7年「耐震調査」にて南堤の耐震性不足が、令和3年「能力算定」にて洪水吐排水能力不足及び緊急放流能力不足が確認された。中池では、平成30年「ため池付帯施設能力算定業務」にて洪水吐排水能力不足及び緊急放流能力不足が、令和7年「耐震調査」にて底樋の耐震性不足が確認された。総合洪水吐では、令和7年「能力算定」にて洪水吐排水能力不足が確認された。このため、豪雨、耐震及び緊急放流対策を目的とした整備を行うことにより、ため池決壊、氾濫による洪水被害を未然に防止する。

2 事業別面積

(第8表)

事業名 土地利用区分 事業目的	防災ダム事業					小計	計	備考
	水田	普通畑	牧草地	果樹園	その他			
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	
農地防災	5.2	0.2	—	0.1	—	5.5	5.5	
計	5.2	0.2	—	0.1	—	5.5	5.5	

第2節 営農計画及び土地利用計画

該当なし

第3節 用水計画

該当なし

第4節	排水計画			該当なし
第5節	道路計画			該当なし
第6節	農用地造成計画			該当なし
第7節	洪水調整計画			該当なし
第8節	干拓計画			該当なし
第9節	農用地整備計画			該当なし
第10節	老朽ため池改修計画			
1	洪水吐改修計画	中池	洪水吐（正面越流型）の改修を行う。（B=7.20m） 総合洪水吐（正面越流型）の改修を行う。（B=6.80m）	
		空池	洪水吐（側水路型）の改修を行う。（B=7.70m）	
		朝日池	洪水吐（正面越流型）の改修を行う。（B=9.10m）	
2	堤体補強計画	空池		
		西堤	堤体補強工として地盤改良（下流側）を行う。	
		南堤	堤体補強工として地盤改良（下流側）を行う。	
3	取水施設改修計画	中池	現況取水施設（底樋管）の補強を行う。 緊急放流施設の新設を行う。	
		空池	現況底樋管を改修する。 緊急放流施設の新設を行う。	

第5章 主要工事計画

第1節	用水施設	該当なし
第2節	排水施設	該当なし
第3節	道路及び索道	該当なし
第4節	農用地造成	該当なし
第5節	洪水調整施設	該当なし
第6節	干拓施設	該当なし
第7節	農用地整備施設	該当なし
第8節	老朽ため池改修施設	
1	貯水池	

(第24表)

名称	中池				位置	愛知県犬山市大字羽黒地内		
堤体	型式	流域 (km ²)	堤高 (m)	堤長 (m)	堤体積 (m ³)	堤頂幅 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
	均一型	0.0797	6.8	216.0	19,500	3.6	32.4	
洪水吐 (中池)	型式	洪水量 (m ³ /s)	規模 (m)	備考	取水施設	型式	取水量 (m ³ /s)	
	正面越流型	5.40	7.2			斜樋タイプ 取水孔：4孔×φ150 底樋　：HPφ800	0.107	
総合洪水吐	型式	洪水量 (m ³ /s)	規模 (m)	備考				
	正面越流型	13.17	6.8					
名称	空池				位置	愛知県犬山市大字羽黒地内		
堤体	型式	流域 (km ²)	堤高 (m)	堤長 (m)	堤体積 (m ³)	堤頂幅 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
	均一型	0.0554	(西堤)6.6 (南堤)4.6	(西堤)91.0 (南堤)109.0	(西堤)7,900 (南堤)4,200	(西堤)3.7 (南堤)3.4	7.6	
洪水吐	型式	洪水量 (m ³ /s)	規模 (m)	備考	取水施設	型式	取水量 (m ³ /s)	
	側水路型	2.75	7.7			斜樋タイプ 取水孔：3孔×φ125 底樋　：HPφ800	0.107	
名称	朝日池				位置	愛知県犬山市大字羽黒地内		
堤体	型式	流域 (km ²)	堤高 (m)	堤長 (m)	堤体積 (m ³)	堤頂幅 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
	均一型	0.2699	7.3	110.0	-	3.5	8.5	
洪水吐	型式	洪水量 (m ³ /s)	規模 (m)	備考	取水施設	型式	取水量 (m ³ /s)	
	正面越流型	9.03	9.1			斜樋タイプ 取水孔：2孔×φ150 底樋　：HPφ600	0.107	

2	堤体補強施設	
(1)	堤体工	空池 西堤：地盤改良 平均改良深H=3.1m(下流) 南堤：地盤改良 平均改良深H=1.9m(下流)
(2)	附帯施設工	中池 取水施設 斜樋φ150×4連 底樋管更生φ800 緊急放流孔φ350 洪水吐 正面越流型 B=7.2m 総合洪水吐 正面越流型 B=6.8m 空池 取水施設 斜樋φ125×3連 底樋φ800 緊急放流孔φ250 洪水吐 側水路型 B=7.7m 朝日池 洪水吐 正面越流型 B=9.1m
(3)	漏水防止工	該当なし

第6章 附帯工事計画

用地買収及び補償費

(1) 用地買収

該当なし

(2) 補償費

該当なし

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

1 工期

着手

令和8年度

完了予定

令和13年度(予定)

2 工事の年度割予定

工 種 \ 年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
測量・調査・設計						
工 事						

第8章 環境との調和への配慮

1 配慮の対象

本地区は、田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

ため池及び周辺水路等の生息環境の保全に配慮する。また、池の持つ農村風景に影響をあたえないように配慮する。

2 配慮の方法

池内に生息する在来種（ドジョウ、ホトケドジョウ）等は施工前に隣接する池や水路、根比敷川に移し、特定外来種は駆除する。

工事施工時は、水環境の変化や生育地の踏み荒らしに留意する。

マメナシ、シデコブシ、ヒメタイコウチ等の生息環境に影響がない仮設計画をたてる。

第9章 管理の要領

県営防災ダム事業羽黒池地区にて造成された土地改良施設は、犬山市が管理する。

第10章 換地計画の概要

該当なし

第11章 事業費の総額及び内訳

(第26表)

事業名 区分		防災ダム事業 (千円)	備 考
事業費		465,000	
工事雑費		5,300	
事務的経費		23,500	
合 計		493,800	
関連事業 (参考)	—	—	—

令和7年度単価、消費税については10%で算定。(但し、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費

第12章 効 用

(第27表)

区 分 \ 項 目	年総効果(便益)額 (千円)	年総増加農業所得額 (千円)	備考
災害防止効果(農業関係資産)	26,608	26,608	
災害防止効果(一般資産)	11,403	—	
災害防止効果(公共資産)	872	—	
維持管理費節減効果	△147	—	
			令和7年度単価
計	38,736	26,608	総便益額 605,142 千円

(但し、物価変動により将来変動することがある。)

《参考》

① 当該事業費(現在価値化)	:	370,798 千円
② その他費用	:	73,269 千円
③ 総事業費	:	444,067 千円
④ 年償還額	:	— 千円/年
④' うち機能向上分	:	— 千円/年
⑤ 年総効果(便益)額	:	38,736 千円/年
⑥ 現況年総農業所得額	:	1,618 千円/年
⑦ 年総増加農業所得額	:	26,608 千円/年
評価期間		46 年
割引率		0.04
⑧ 総便益額(現在価値化)	:	605,142
⑨ 総費用総便益比(⑧÷③)	:	1.36 ≧ 1.00
⑩ 総所得償還率(④÷⑥)	:	— ≦ 0.2
⑪ 増加所得償還率(④'÷⑦)	:	— ≦ 0.4

第13章 関連する事業

該当なし

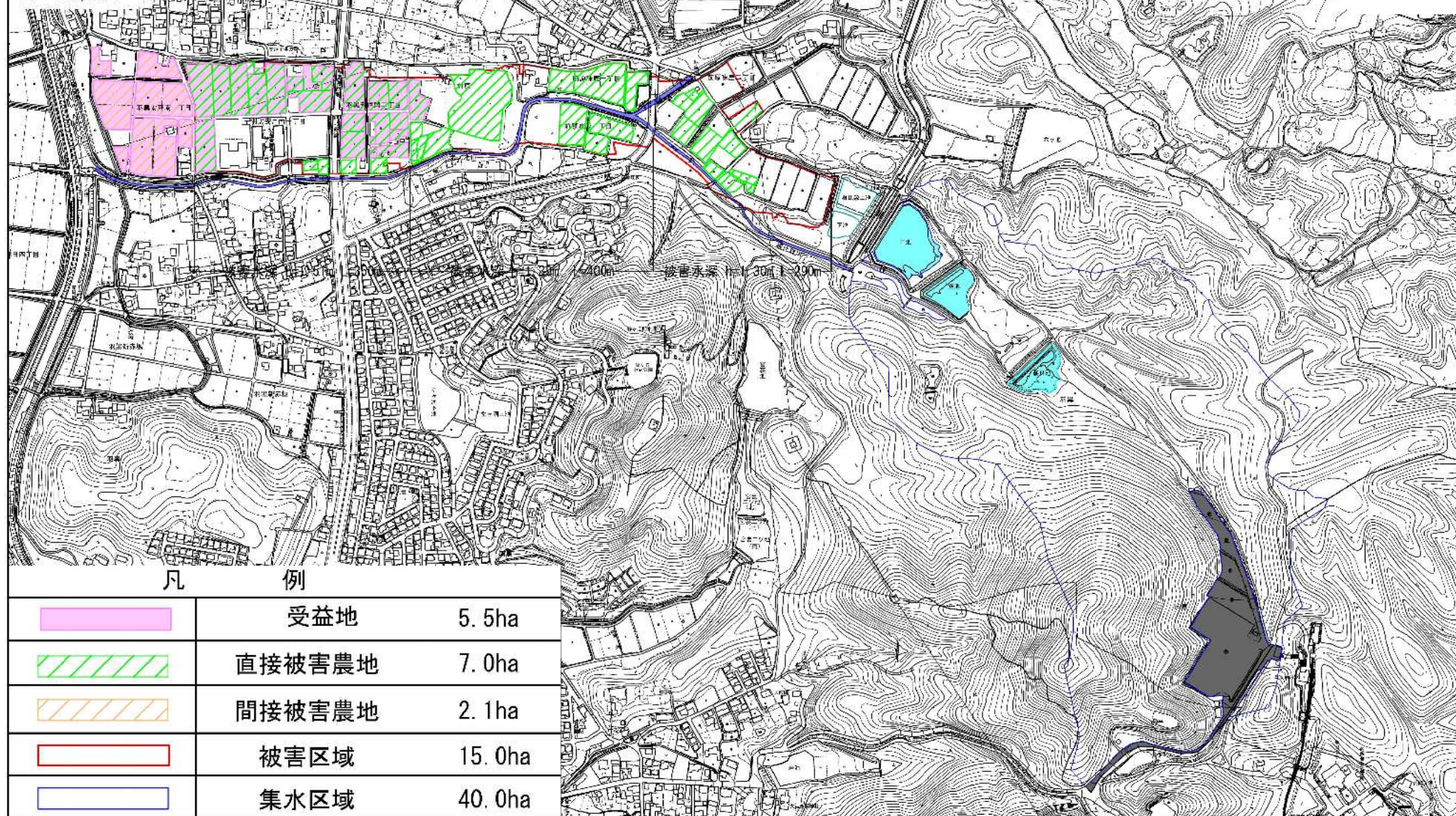
第14章 現況・計画平面図

- 1 位置図 …………… (別添)
- 2 計画平面図 ……… (別添)
- 3 主要構造図 ……… (別添)

防災ダム事業 羽黒地区

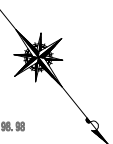
所在地 愛知県犬山市大字羽黒地内

S=1:3,000



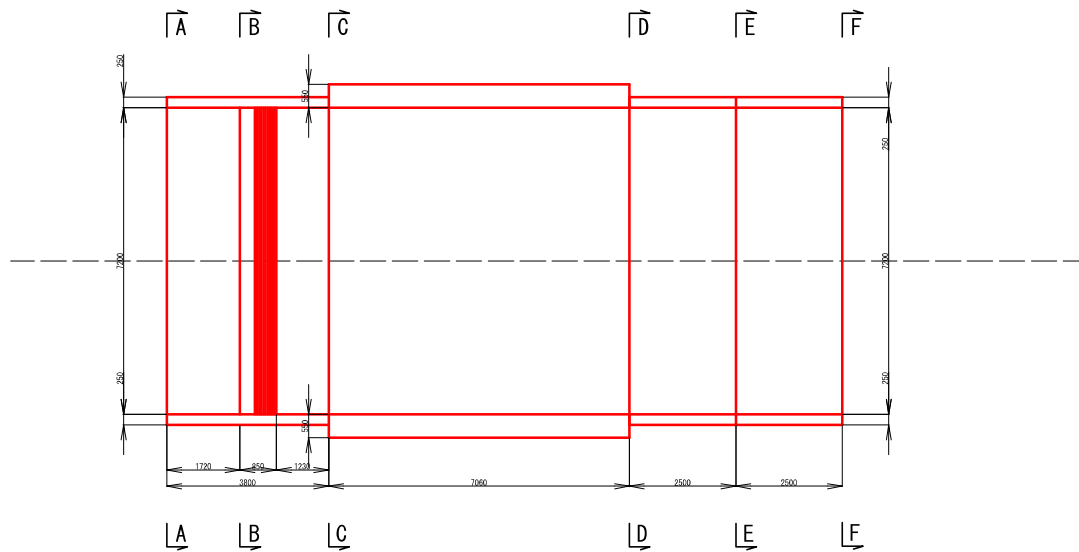
【犬山市都市計画図より作成】

S=1 : 200

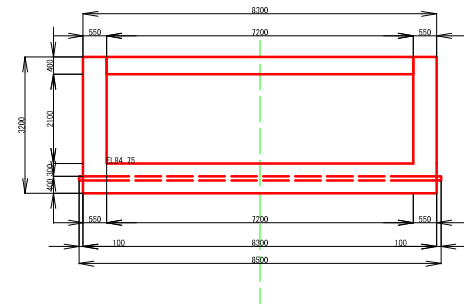


S=1 : 60

平面图

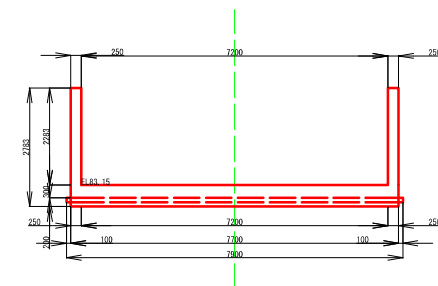


C-C (+) 断面图



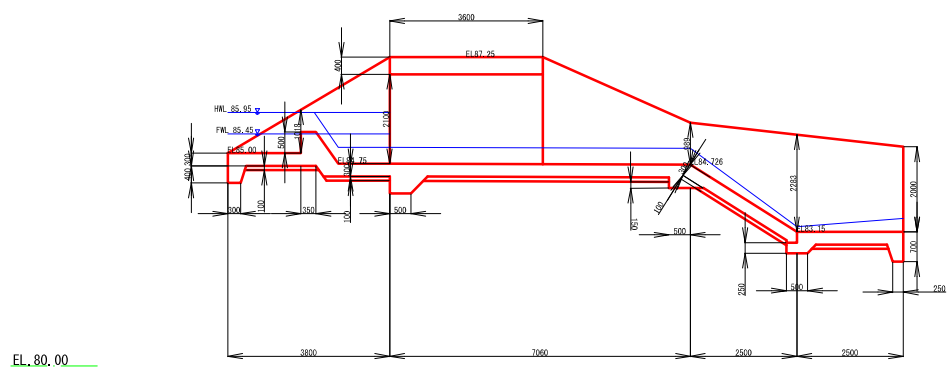
EL. 80.00

E-E断面图



EL. 80.00

縦断図

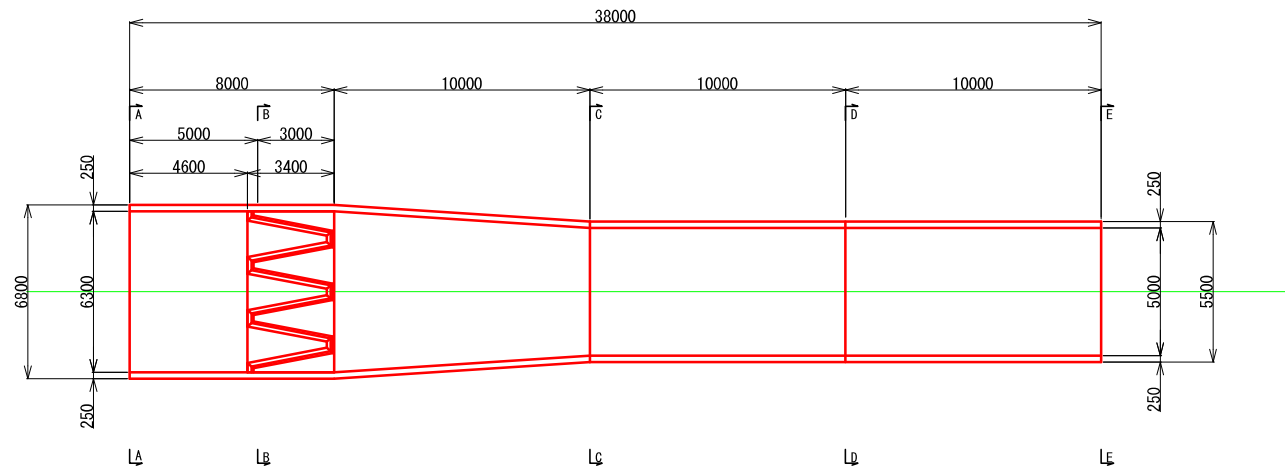


EL. 80.00

総合洪水吐構造図 S=図示

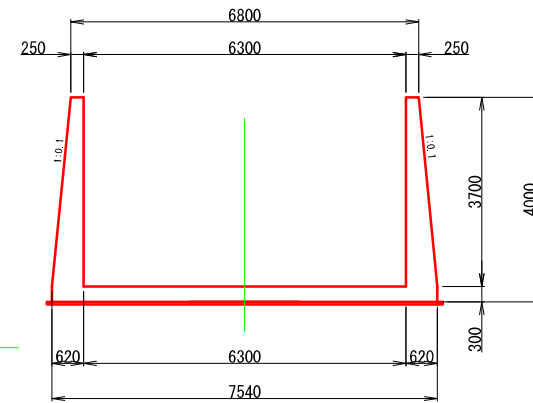
平面図

S=1:100



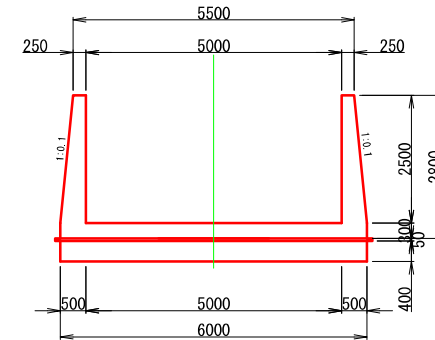
B-B断面

1:50



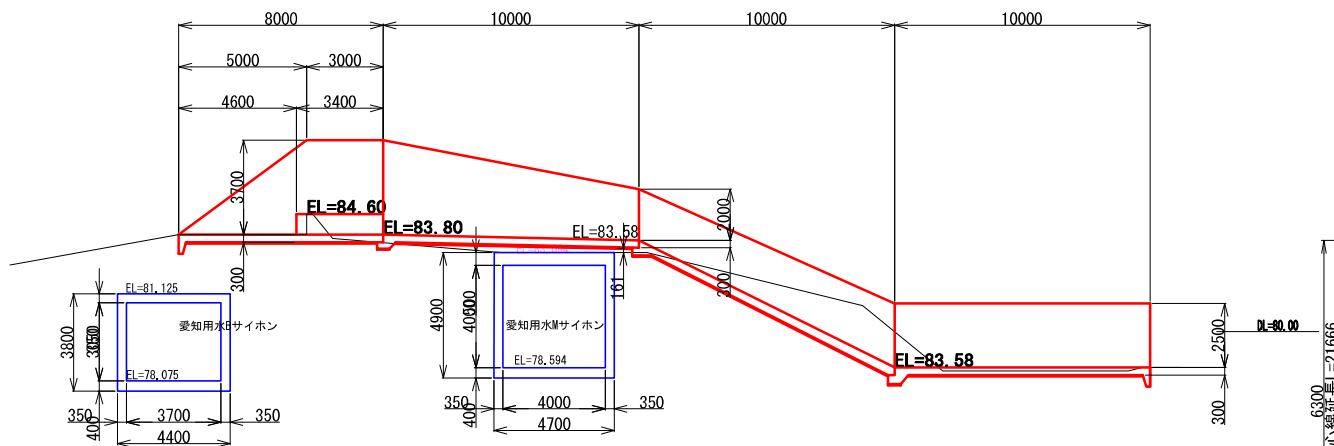
E-E断面

1:50



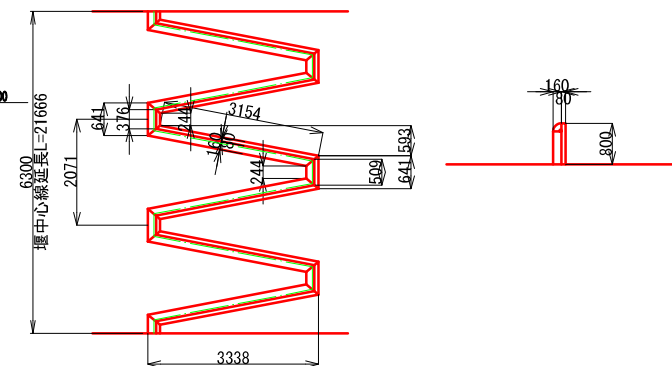
縦断面図

S=1:100



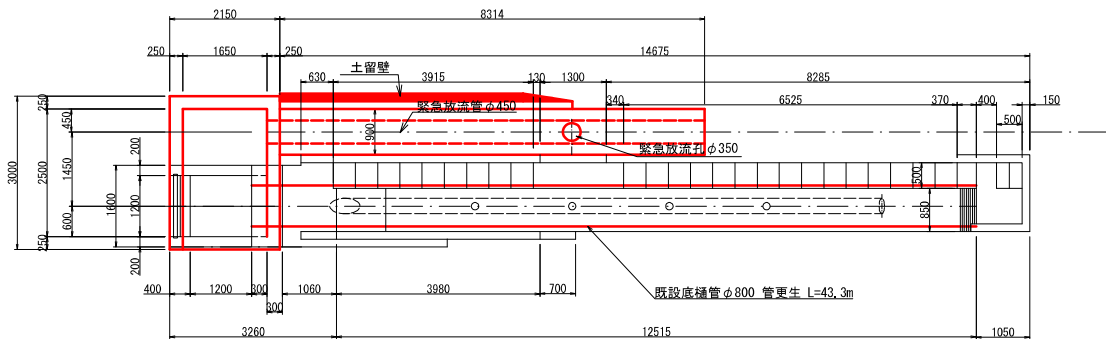
ラビリンス堰 詳細図

1:50

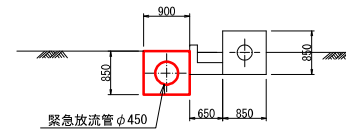


中池 緊急放流施設構造図 S=1:50

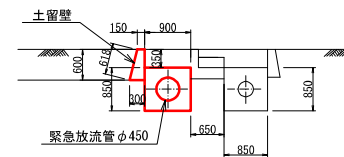
平面图



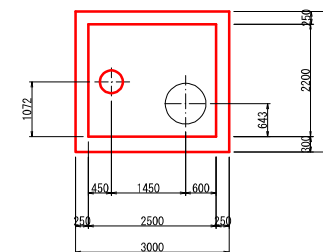
①—①断面



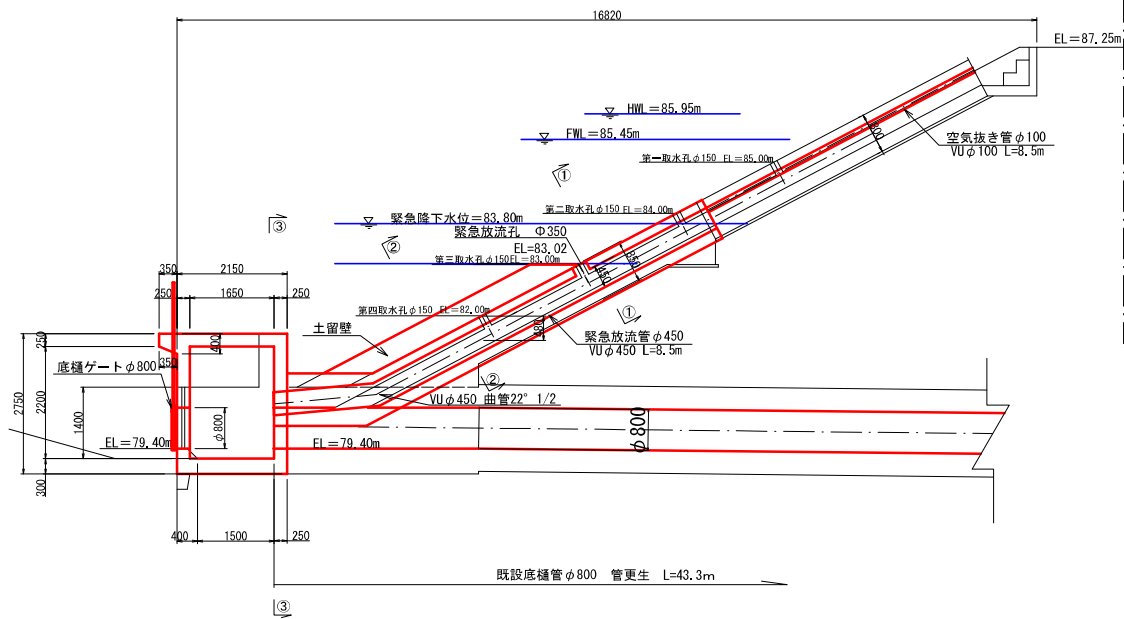
②-②断面



③—③断面



縦断図



DL=75.00

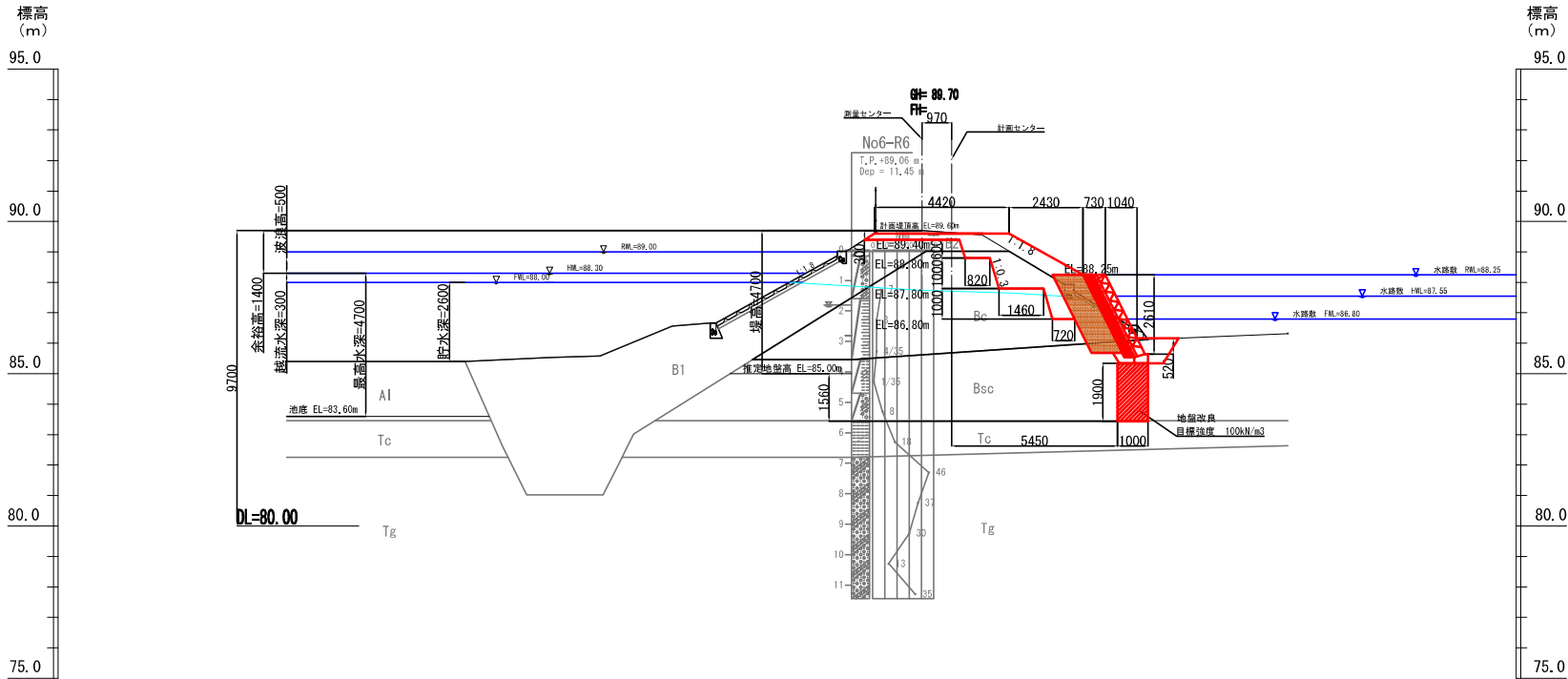
(空池)



S=1 : 80



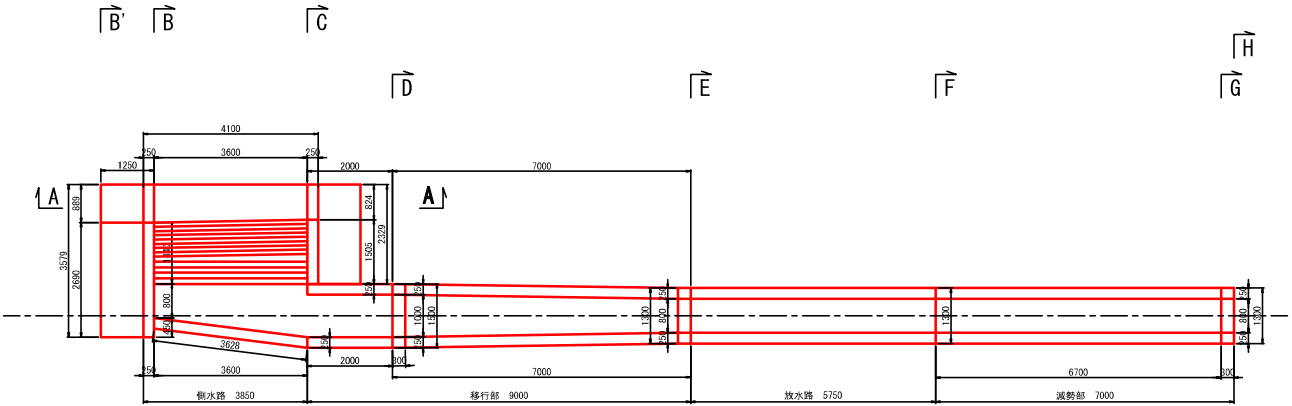
空池 堤体標準断面 南堤 $S=1:80$



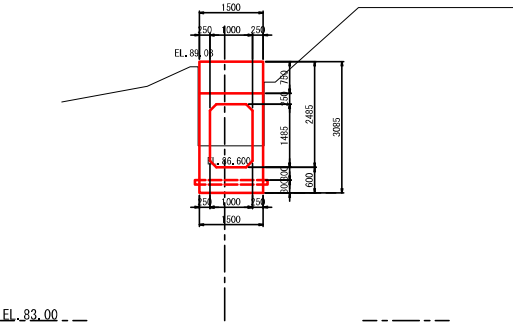
空池 洪水吐構造図

S=1:60

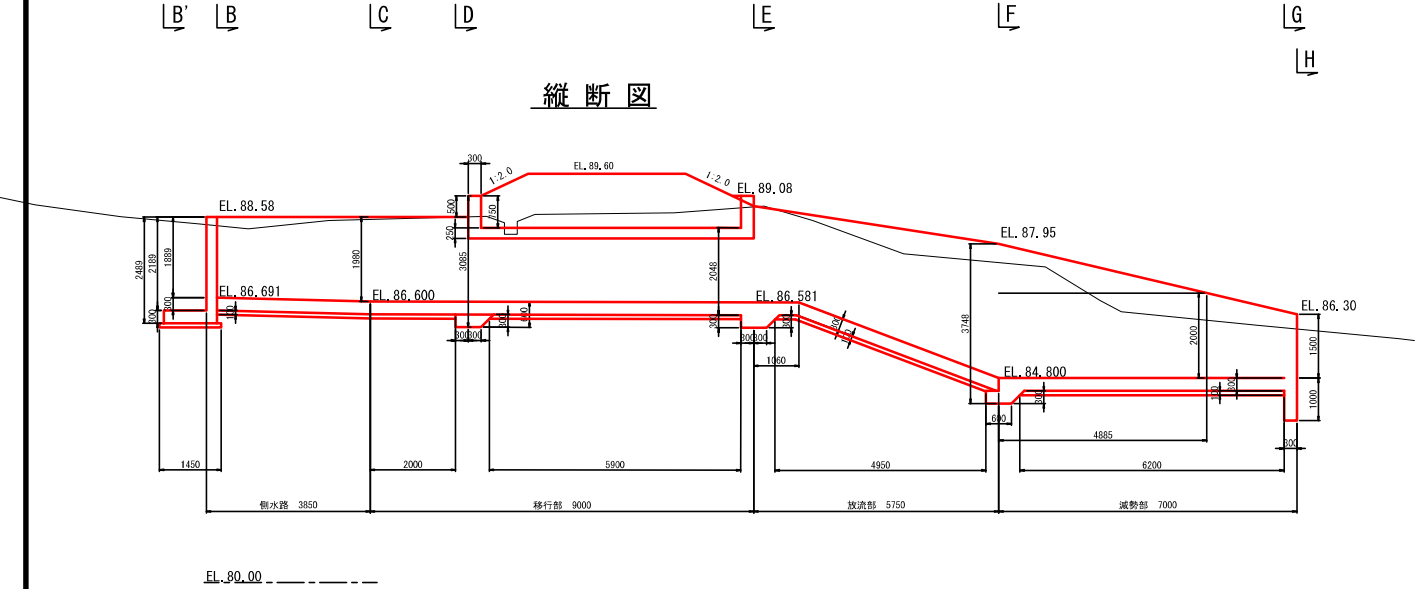
平面図



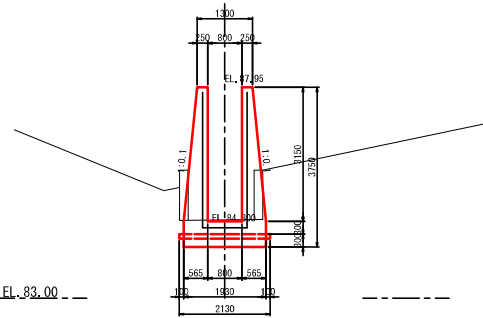
D-D(+)断面図



縦断面図

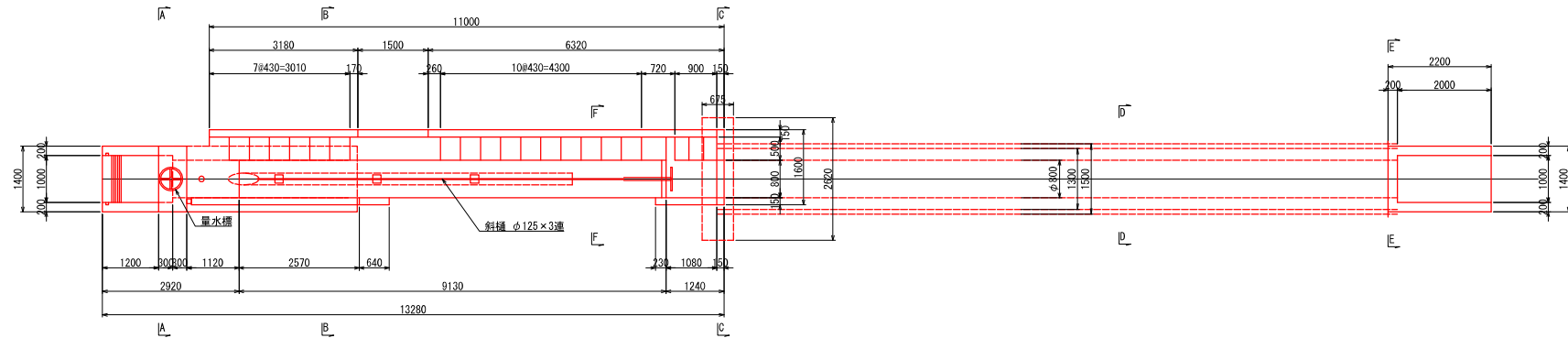


F-F断面図

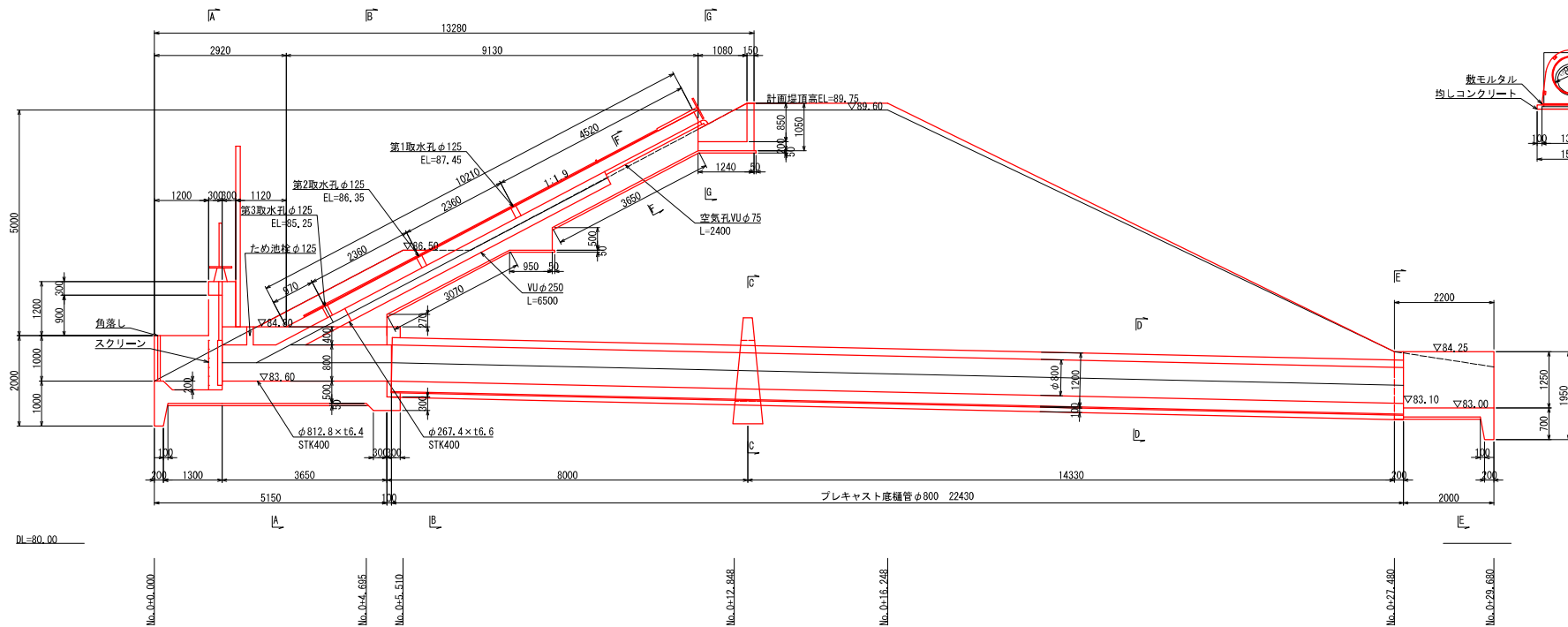


空池 取水施設構造図(1/2) S=1:50

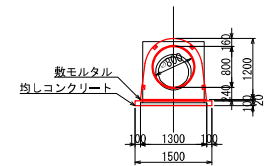
平面図



縦断面図

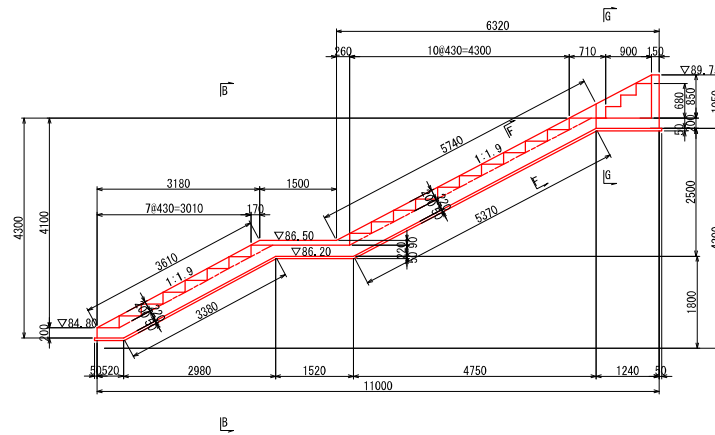


プレキャスト底樋横断面図

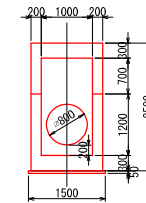


空池 取水施設構造図(2/2) S=1:50

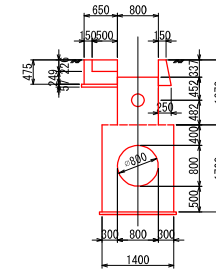
既設取水施設 縦断面図
階段部



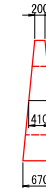
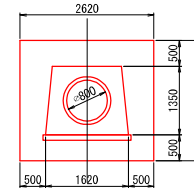
A-A断面



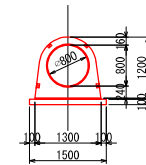
B-B断面



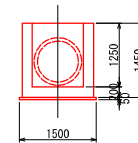
C-C断面



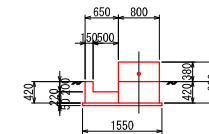
D-D断面



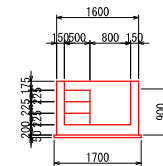
E-E断面

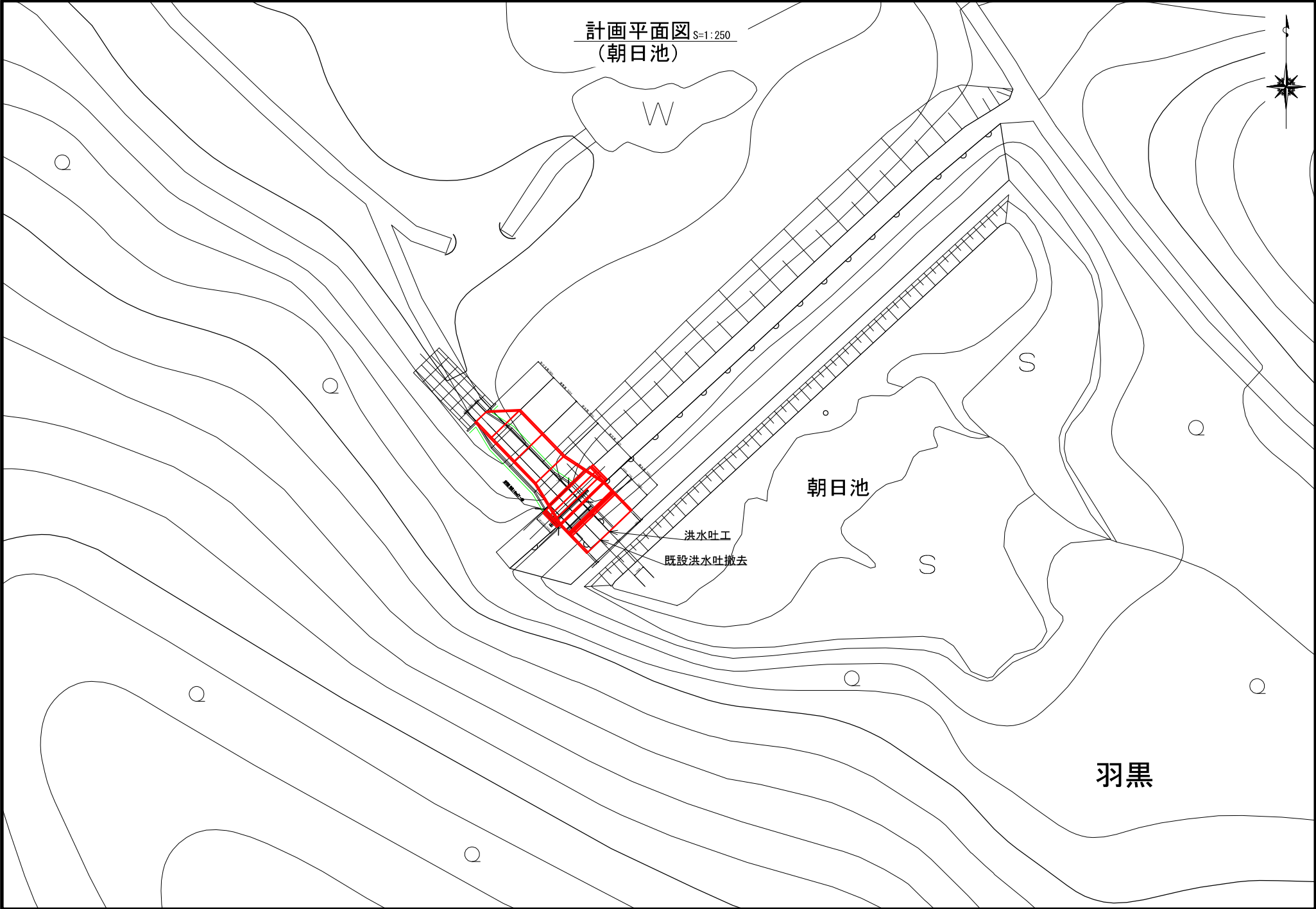


F-F断面



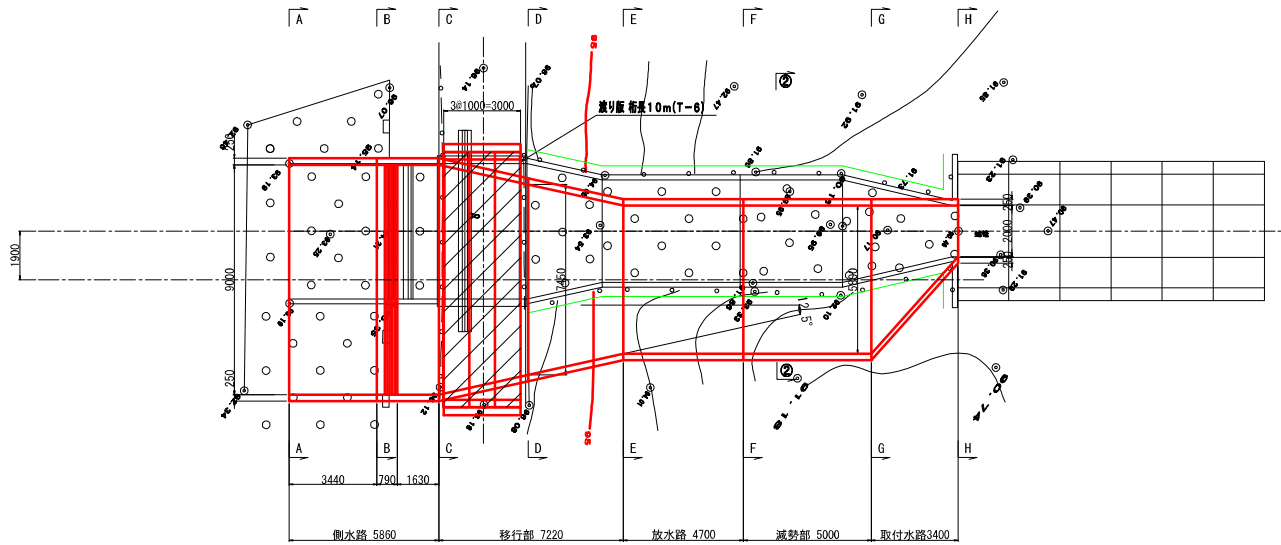
G—G断面



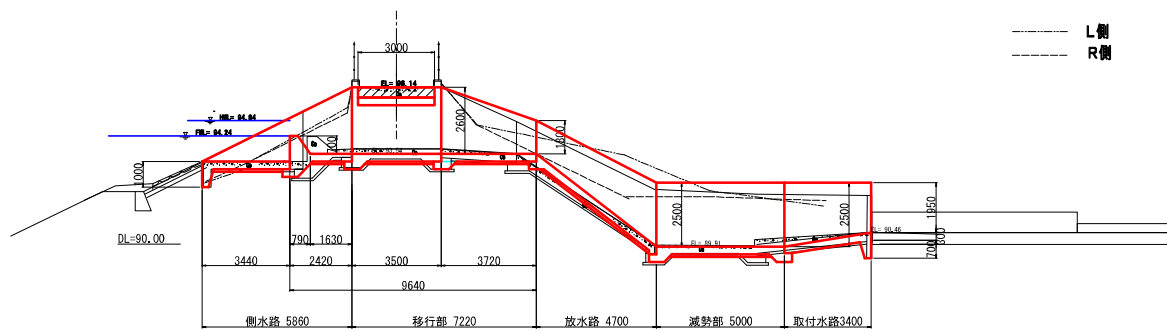


S=1:100

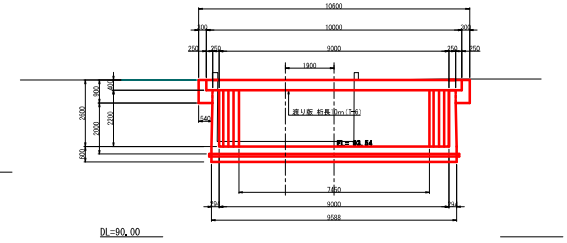
平面图



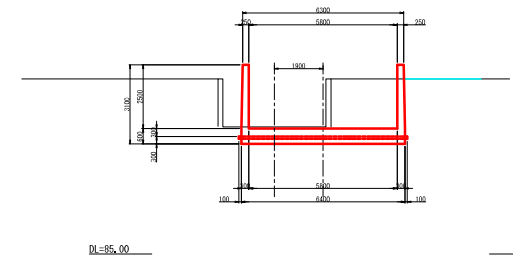
縦断面図



C-C (+) 断面图



F-F断面图



土地改良法第 87 条の 4 第 2 項の規定により協議すべき事項
(県営防災ダム事業羽黒地区)

I. 県営土地改良事業によって造成される施設の予定管理方法
(別紙 1)

II. 県営土地改良事業(羽黒地区)における事業費及び事務的
経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準
(別紙 2)

I 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

犬山市

2. 管理すべき施設の種類

本事業において改修されるため池及び付帯施設 4ヶ所

中池 (取水施設, 洪水吐工及び総合洪水吐工一式)

空池 (堤体工一式、取水施設及び洪水吐工一式)

朝日池 (洪水吐工一式)

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算および負担方法

(1) 費用の概算

年間管理費 約666千円

※但し、物価の変動または維持管理の程度により、経費は増減することが考えられる。

(2) 費用の負担方法

必要経費は管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

当該施設の管理については、管理者の定める規程による。

Ⅱ 県営土地改良事業(羽黒地区)における事業費及び事務的経費の 負担区分の予定及並びに地元負担の予定基準

1. 事業に要する費用

493,800千円	事業費 ※1)	465,000千円
	事務的経費 ※2)	28,800千円

(令和7年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位：%)

事業の種類	国庫負担	県負担	犬山市 負担	地元負担
事業費	55	34	11	—
事務的経費	—	100	—	—

3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の犬山市は土地改良法（昭和24年法律第195号。以下、「法」という。）第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

該当なし